

小山市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(令和5年度普通会計決算)

住民基本台帳人口 (7年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考)4年度 の人件費率
人	千円	千円	千円	%	%
166,874	71,947,407	2,937,960	10,116,800	14.1	14.2

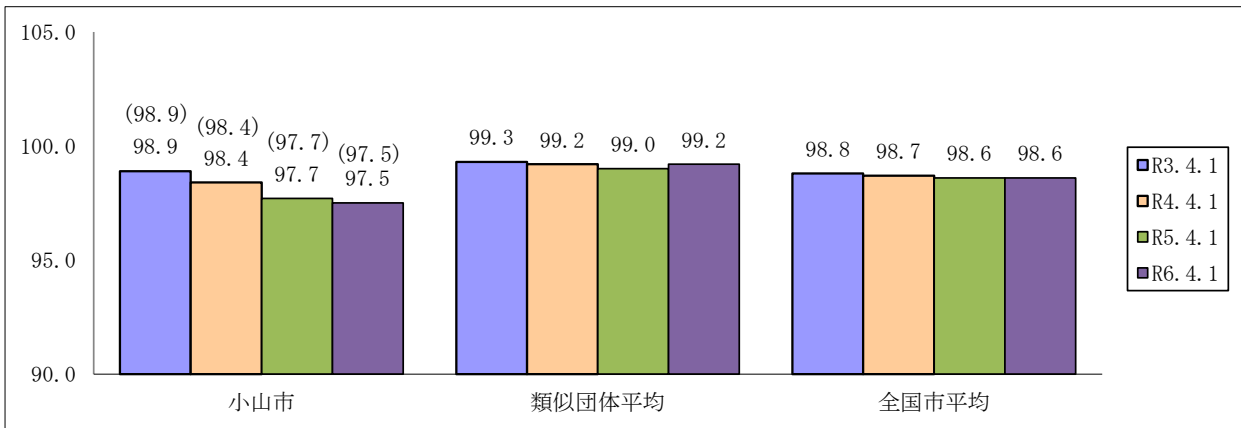
(注) 人件費には、市長等三役、市議会議員、各種行政委員会委員等の特別職に支給される給料・報酬、事業費支弁の職員の人件費を含む。

(2) 職員給与費の状況(令和5年度普通会計決算)

職員数 A	給与費				1人当たり 給与費B/A	(参考)類似団体平均 1人当たり給与費
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	合計B		
人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1,084 (66)	4,031,912	943,043	1,633,519	6,608,474	6,096	6,223

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数については、令和5年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
2 （）書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数です。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数です。（補正前のラスパイレス指数×（1＋当該団体の地域手当支給割合）／（1＋国の指定基準に基づく地域手当支給割合）により算出。）
3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。
4 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いています。

※ 令和6年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

① 給料表の見直し

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日
(内容) 一般行政職の給料表については、国の見直し内容を踏まえ給料表水準を平均2%引下げ。若年層については引下げなし。高齢層については最大4%程度引下げ。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。
他の給料表については、一般給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② 地域手当の見直し

(支給割合) 国基準3%に対し、小山市においても3%を支給。
(実施時期) 平成27年4月1日より級地区分を6級地から7級地に引き下げ、支給割合は据え置く。

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

(5) 特記事項

給与減額の状況

(一般職)
○減額なし

(特別職)
○減額なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和6年4月1日現在)

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	
			現 行	国ベース
小 山 市	40.4歳	307,500 円	378,401 円	340,338 円
栃 木 県	42.4歳	321,023 円	391,027 円	351,292 円
国	42.1歳	323,823 円	—	405,378 円
類 似 団 体	42.5歳	324,252 円	413,722 円	369,734 円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 A	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 B	A/B
小 山 市	55.6歳	25人	334,000 円	366,976 円	351,788 円	—	—	—	—
うち 用務員	56.0歳	11人	323,300 円	389,709 円	335,790 円	用 務 員	49.1歳	244,800 円	1.59
うち 自動車運転手	54.5歳	4人	351,300 円	424,975 円	374,200 円	乗用自動車 運転者	61.8歳	212,400 円	2.00
栃 木 県	53.7歳	221人	291,458 円	326,709 円	308,326 円	—	—	—	—
国	51.2歳	1,829人	288,144 円	—	330,553 円	—	—	—	—
類 似 団 体	49.6歳	74人	299,190 円	343,305 円	320,751 円	—	—	—	—

区 分	参 考【年収ベース(試算値)の比較】		
	公務員C	民間D	C/D
小 山 市	—	—	—
うち 用務員	6,363,308 円	3,297,300 円	1.93
うち 自動車運転手	6,868,200 円	2,765,800 円	2.48

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(令和3年～令和5年の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員C」及び「民間D」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③消防職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
小 山 市	37.3歳	300,900 円	377,436 円	335,418 円
国	—	—	—	—
類 似 団 体	38.8歳	315,196 円	413,175 円	360,882 円

④看護・保健職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
小 山 市	36.3歳	274,500 円	332,309 円	293,874 円
国	48.1歳	325,124 円	—	365,921 円
類 似 団 体	37.5歳	295,990 円	386,131 円	319,617 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
- また、「平均給与月額（国ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2)職員の初任給の状況(令和6年4月1日現在)

区 分		小山市	栃木県	国
一 般 行 政 職	大 学 卒	196,200 円	202,400 円	196,200 円
	高 校 卒	166,600 円	170,900 円	166,600 円
技 能 労 務 職	高 校 卒	150,800 円	169,000 円	—

(3)職員の経験年数別、学歴別平均給料月額の状況(令和6年4月1日現在)

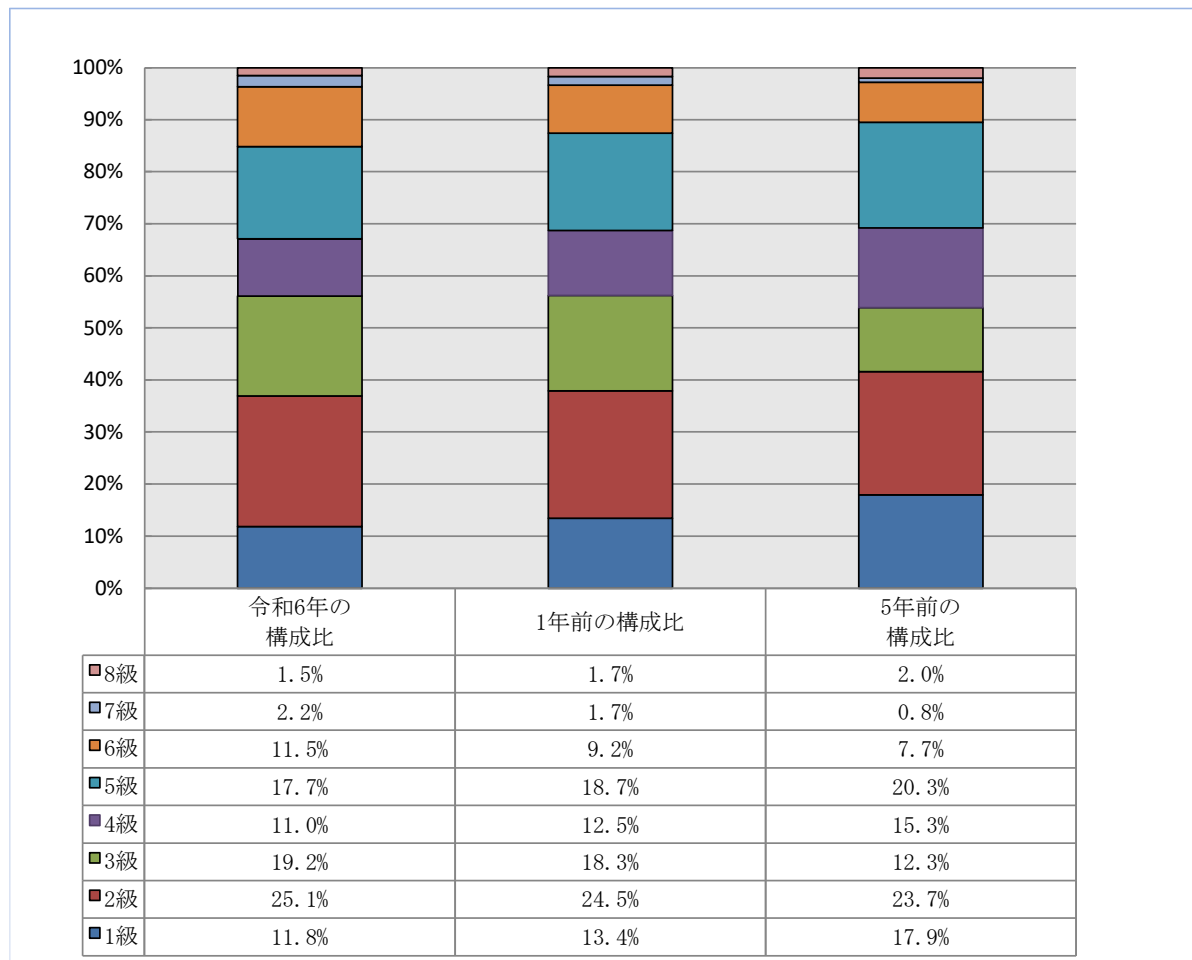
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一 般 行 政 職	大 学 卒	257,475 円	359,636 円	385,400 円	397,167 円
	高 校 卒	—	—	—	—
技 能 労 務 職	高 校 卒	—	—	—	—

3 一般行政職の級別職員数および給料表の状況

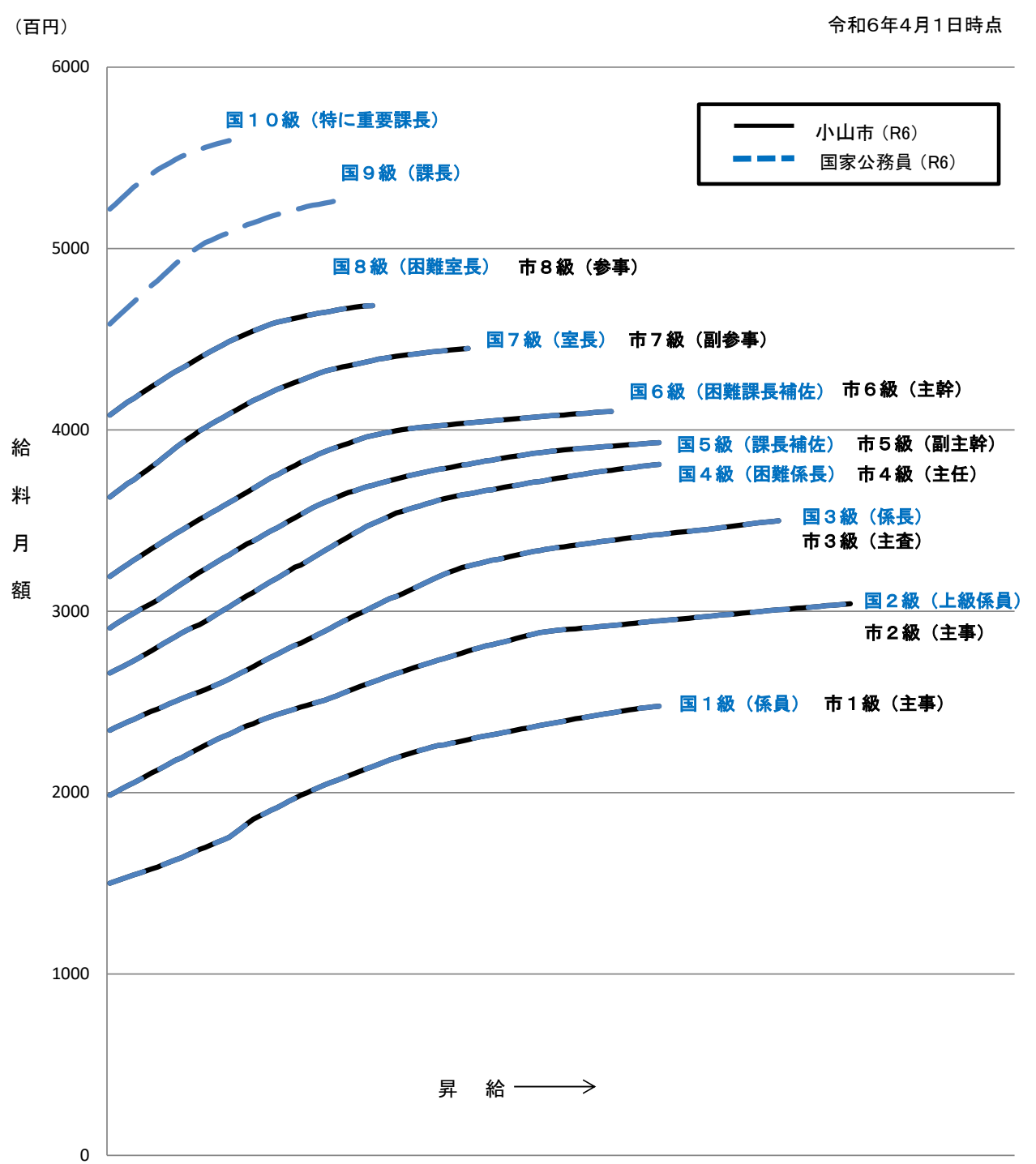
(1) 一般行政職の級別職員の状況(令和6年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
標準的な職務内容	主事・技師等		主査	主任	係長	課長・所長等		部長等
職員数	86人	182人	140人	80人	129人	84人	16人	11人
構成比	11.8%	25.1%	19.2%	11.0%	17.7%	11.5%	2.2%	1.5%
1号給の給料月額	162,100円	208,000円	240,900円	271,600円	295,400円	323,100円	365,500円	410,300円
最高号給の給料月額	249,400円	305,200円	351,000円	382,000円	394,000円	411,300円	446,200円	470,000円

(注) 1 小山市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和6年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（小山市）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	○
上位、標準の区分		○		
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ 人事評価を実施していない				
活用予定時期				

4 職員手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

小山市(全事業)	栃木県	国
1人当たりの平均支給額（令和5年度） 1,467 千円	1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,680 千円	—
(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～22%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

（注）（ ）内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（小山市）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	○
上位、標準の成績率		○		
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ 人事評価を実施していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当(令和6年4月1日現在)

小山市(全事業)	国	
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 勤続25年 勤続35年 最高限度額 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（3～45%加算） 1人当たり平均支給額 3,398 千円 23,773 千円	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度額 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2～45%加算）	

- （注）1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。
2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当(令和6年4月1日現在)

区 分			全職種
支給実績（令和5年度決算）			136,277 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）			111 千円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度（支給割合）
小山市	3 %	1,188 人	3 %
栃木市	3 %	1 人	3 %
結城市	3 %	1 人	3 %
野木町	6 %	21 人	6 %
宇都宮市	6 %	6 人	6 %
さいたま市	15 %	1 人	15 %
東京都特別区	20 %	1 人	20 %

(4) 特殊勤務手当 (令和6年4月1日現在)

区 分		全職種		
支給実績 (令和5年度決算)		3,128 千円		
支給職員 1 人当たり平均支給年額 (令和5年度決算)		16 千円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (令和5年度)		14.1 %		
手当の種類 (手当数) ※小山市任期付教職員の任用、給与等に関する条例による手当(1種類)を含む		12 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和5年度決算)	支給単価
市税等賦課 及び徴収事務	右の業務に従事した職員	①市税賦課に関する調査のために出張し1日5時間を超えて従事したとき	0円	日 300 円
		②市税徴収、滞納処分等のために出張し従事したとき	0円	日 400 円
		③市税外収入金の滞納金及び未納金の徴収のために出張し従事したとき	0円	日 300 円
行旅死人人及び変死人 収容等	右の業務に従事した職員	行旅死人又は変死人の収容等	0円	1体 10,000 円
		行旅病人の救治、収容等	0円	日 2,000 円
社会福祉業務	右の業務に従事した職員	生活保護法に関する業務	1,302,000円	月 6,000 円
危険な作業	右の業務に従事した職員	①感染症に関する処理作業に従事したとき	157,500円	日 500 円
		②-1 新型コロナウイルス感染症から市民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業 (下記除く)	45,000円	日 3,000 円
		②-2 上記の内、新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業	796,000円	日 4,000 円
		③-1 家畜伝染病に係る防疫作業等に従事したとき	0円	日 330 円
		③-2 上記③-1のうち、著しく危険な作業に従事したとき	0円	日 660 円
		④病虫害駆除のため医薬用劇物の散布作業または実地指導	0円	日 350 円
		⑤地上7メートル以上の高所または地下5メートル以上の深所においての土木・建築・消防作業または作業の監督	197,400円	日 350 円
		⑥市道舗装の新設、補修作業	96,000円	月 5,000 円 (再任用) 月 4,000 円
		⑦潜水作業 (訓練を含む)	58,000円	1回 1,000 円
電気主任技術者	電気事業法第72条の規定による電気主任技術者に指定された職員	電気主任技術者の業務	48,000円	月 4,000 円
特定高圧ガス・ボイラー又は危険物取り扱い及び保安管理責任者	特定高圧ガス・ボイラー又は危険物取り扱い及び保安管理を行う法令に基づく責任者として市長に選任された職員	特定高圧ガス・ボイラー又は危険物取り扱い及び保安管理責任者	84,000円	月 3,500 円
清掃作業	右の業務に従事した職員	ごみ収集・運搬その他の清掃作業	54,000円	月 5,000 円 (再任用) 月 4,000 円
		不法投棄された廃棄物の収集又は分別作業に1日1時間を超えて従事したとき	16,000円	日 200 円
動物処理作業	右の業務に従事した職員	①有害鳥獣の殺処分に従事したとき	28,800円	日 600 円
		②-1 有害鳥獣の死体処理作業に従事したとき	2,700円	日 300 円
		②-2 上記②-1のうち、死体の解体等心身に著しい負担を与える作業に従事したとき	43,800円	日 600 円
		③犬猫等の死体の処理作業に従事したとき	1,500円	日 300 円
用地取得交渉	右の業務に従事した職員	現地において行う公共用地の取得又は、これに伴う補償に係る交渉の業務	66,150円	日 350 円
建築主事	建築主事の資格を有する職員のうち、市長が指定する職員	建築主事の業務	96,000円	月 4,000 円 (再任用) 月 3,200 円
				月 3,500 円 (再任用) 月 2,800 円
特定建築物の環境衛生維持管理業務	建築物環境衛生管理技術者の資格を有する職員のうち、市長が指定する職員	特定建築物の環境衛生維持管理業務	0円	月 3,500 円 (再任用) 月 2,800 円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和5年度決算)	支給単価
教員特殊業務手当	右の業務に従事した任期付教職員	非常災害時における児童・生徒の保護、緊急の防災、復旧の業務（下記除く）	0円	日 8,000 円
		上記の内、特に甚大な非常災害時における学校に避難している児童・生徒の救援の業務	0円	日 16,000 円
		児童・生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務	0円	日 7,500 円
		児童・生徒に対する緊急の補導業務	0円	日 7,500 円
		修学旅行、林間・臨海学校等において児童・生徒を引率して行う指導業務で宿泊を伴うもの	35,700円	日 5,100 円
		対外運動競技への引率指導業務で宿泊を伴うもの又は週休日等に行うもの	0円	日 5,100 円
		週休日等の部活動指導業務	0円	日 2,700 円

(5) 時間外勤務手当

《公営企業会計除く》

支給実績（令和4年度決算）	364,268 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	307 千円
支給実績（令和5年度決算）	360,205 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	288 千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和5年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当(令和6年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同・異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	1 子（22歳になる日の属する年度まで） 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子 1人につき5,000円加算	同じ	100,427 千円	244 千円
	2 子以外の扶養親族（配偶者・満60歳以上の父母等） 下記以外の場合			
	一般給料表の職務の級が8級である場合			
住居手当	1 職員が居住する借家・借間 支給限度額	同じ	83,145 千円	261 千円
	2 配偶者が居住する借家・借間（単身赴任の場合） 支給限度額			
通勤手当	1 交通機関利用者 支給限度額	異なる (交通用具使用者は2,000円～31,600円)	76,031 千円	73 千円
	2 四輪自動車使用者(片道2km以上)			
	3 自転車・バイク使用者(片道2km以上)			
	4 地域を異にする異動等により新幹線鉄道等の利用が認められた場合 20,000円を限度として加算			
管理職手当	1 管理職員 職に応じて 48,000円～85,000 円	同じ	97,238 千円	720 千円
単身赴任手当	1 単身（異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居）	同じ	—	—
	2 別居の距離が100km以上は加算			
夜間勤務手当	1 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員 勤務1時間当たりの給与額の25/100	同じ	23,815 千円	125 千円
休日勤務手当	1 祝日法による休日等に勤務した職員 勤務1時間当たりの給与額の135/100	同じ	77,479 千円	225 千円
管理職員特別勤務手当	1 週休日・祝日法による休日等に勤務した管理職員 管理職手当の区分に応じて	同じ	0 千円	0 千円
	2 平日の深夜0時から5時までの間に勤務した管理職員			
義務教育等教員特別手当	1 任期付教職員 教員経験年数及び学歴の区分に応じて		374 千円	37 千円

5 特別職の報酬等の状況(令和6年4月1日現在)

区分		給料月額等	
給料	市長 副市長 教育長	1,080,000 円 870,000 円 730,000 円	(参考) 類似団体における最高／最低額
			1,080,000 円 ／ 714,000 円
			876,000 円 ／ 588,000 円
			－ 円 ／ － 円
報酬	議長 副議長 議員	600,000 円	645,000 円 ／ 520,000 円
		540,000 円	580,000 円 ／ 465,000 円
		510,000 円	553,000 円 ／ 420,000 円
期末手当	市長 副市長 教育長	(令和5年度支給割合)	3.40 月分
		(加算措置の状況)	45 %加算
	議長 副議長 議員	(令和5年度支給割合)	3.40 月分
		(加算措置の状況)	45 %加算
退職手当	市長 副市長 教育長	(算定方式)	(支給時期)
		1,080,000 円 × 在職月数 × 42/100	任期毎
		870,000 円 × 在職月数 × 25/100	任期毎
		730,000 円 × 在職月数 × 21/100	任期毎

6 職員数の状況

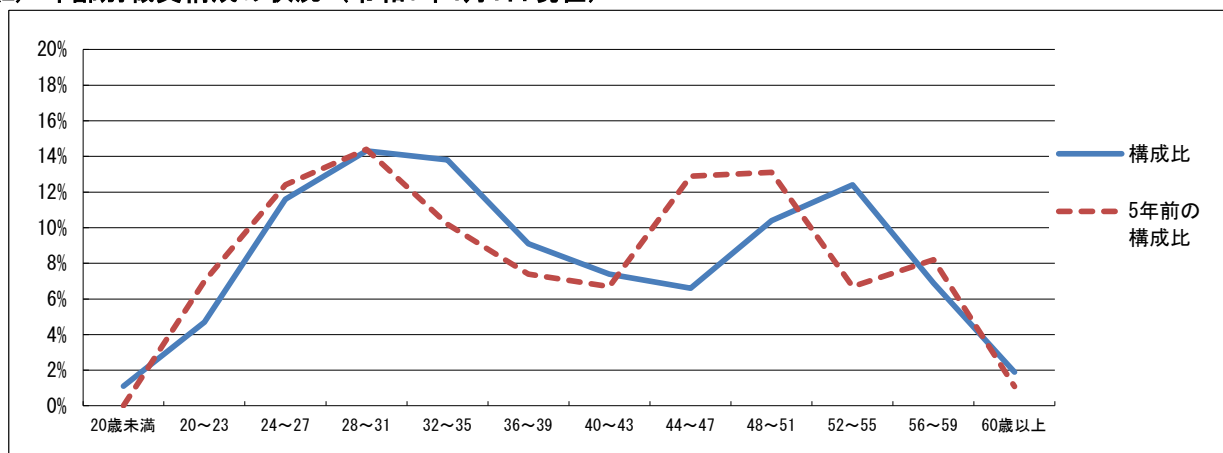
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由(各年4月1日現在)

区分 部門		令和5年	令和6年	対前年増減数	主な増減理由
一般行政部門	議会	10	10	0	
	総務企画	256	271	15	業務強化
	税務	60	61	1	育休代替による業務体制強化
	民生	160	172	12	こども政策業務の体制強化
	衛生	66	68	2	業務体制強化
	労働	0	0	0	
	農林水産	46	50	4	業務体制強化
	商工	24	24	0	
	土木	131	130	△ 1	業務完了に伴う減
	小計	753	786	33	* 人口1万当たり職員数 45.12人
特別部門	教育	114	120	6	学校統廃合業務の体制強化
	消防	217	220	3	業務体制強化
	小計	331	340	9	
普通会計		1,084	1,126	42	* 人口1万当たり職員数 64.95人
公営企業等	病院			0	
	水道	22	22	0	
	下水道	15	18	3	業務体制強化
	その他	55	55	0	
	小計	92	95	3	
合 計		1,176 〔 1,398 〕	1,221 〔 1,398 〕	45 〔 △ 0 〕	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数で、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時又は非常勤職員、教育長を除く。

2 〔 〕 内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(令和6年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人 13	人 57	人 142	人 174	人 168	人 111	人 90	人 81	人 127	人 151	人 84	人 23	人 1221

(3) 職員数の推移

②定員管理の数値目標の年次別進捗状況（実績）の概要

（単位：人・％）

年度 部門別	H31年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年	過去5年間の増減数	
一般行政	727	724	712	738	753	786	59	8.12%
教育	113	120	130	136	114	120	7	6.19%
消防	206	206	208	212	217	220	14	6.80%
普通会計計	1046	1050	1050	1086	1084	1126	80	7.65%
公営企業等会計	96	93	92	92	92	95	-1	-1.04%
総合計	1142	1143	1142	1178	1176	1221	79	6.92%

（注） 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

①職員給与費の状況

ア 決算（令和5年度水道事業会計決算）

総費用 A	純損益	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考)4年度の総費 用に占める職員給与 費比率
千円	千円	千円	%	%
2,246,911	538,785	158,253	7.0	5.8

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費0円を含まない。

職員数 A	給与費				1人当たり	(参考)類似団体平均 1人当たり給与費
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	合計B	給与費B/A	
人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
26	80,926	12,096	42,771	135,793	5,223	6,118

(注) 1 職員手当には、退職手当を含まない。
2 職員数については、令和6年3月31日現在の人数である。
3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年后再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項

給与減額の状況

(一般職) ○減額なし

②職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和6年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
小 山 市	36.1歳	308,017 円	458,240 円
団 体 平 均	45.8歳	337,221 円	508,691 円
事 業 者	歳	—	円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

小山市	一般行政職（全事業含む）※再掲
1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,645 千円	1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,467 千円
(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 (1.375) 月分 勤勉手当 2.05 月分 (0.975) 月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 (1.375) 月分 勤勉手当 2.05 月分 (0.975) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%

(注) () 内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(令和6年4月1日現在)

小山市			一般行政職（全事業含む）※再掲		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年			勤続20年		
勤続25年	一般行政職と	一般行政職と	勤続25年	国と同じ	国と同じ
勤続35年	同じ	同じ	勤続35年		
最高限度額			最高限度額		
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置	（一般行政職と同じ）		定年前早期退職特例措置	（3～45％加算）	
1人当たり平均支給額	* 千円	* 千円	1人当たり平均支給額	3,398 千円	23,773 千円

（注）1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当(令和6年4月1日現在)

区 分			全職種
支給実績（令和5年度決算）			2,416 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）			93 千円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給割合）
小山市	3 %	26 人	3 %

エ 特殊勤務手当(令和6年4月1日現在)

区 分		全職種		
支給実績（令和5年度決算）		0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）		0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）		0.0 %		
手当の種類（手当数）		6 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (5年度決算)	支給単価
電気主任技術者	電気主任技術者に選任された職員	電気主任技術者に選任され高圧電気装置の点検及び修理に従事	0円	月 4,000 円
危険物取扱者	消防法(昭和23年法律第186号)に定める危険物取扱者	消防法(昭和23年法律第186号)に定める危険物取扱者で、危険物の取扱い及び保安管理業務	0円	月 3,500 円
ボイラー取扱作業主任者	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)に基づいて選任された職員	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)に基づいて選任された作業主任者で、ボイラーの取扱い及び保安管理業務	0円	月 3,500 円
滞納整理	右の業務に従事した職員	滞納整理に従事	0円	日 300 円
高所又は深所業務従事	右の業務に従事した職員	地上7メートル以上の高所又は地下5メートル以上の深所において作業又は作業の監督	0円	日 350 円
水道技術管理者	水道法(昭和32年法律第177号)第19条に基づき水道技術管理者に任命された職員	水道法(昭和32年法律第177号)第19条に基づく水道技術管理者	0円	月 3,500 円

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	3,954 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	152 千円
支給実績（令和4年度決算）	3,678 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	245 千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和5年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当(令和6年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同・異なる内容	支給実績 (5年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (5年度決算)
扶養手当	1 子（22歳になる日の属する年度まで） 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子 1人につき5,000円加算 10,000 円	同じ	2,095 千円	262 千円
	2 子以外の扶養親族（配偶者・満60歳以上の父母等） 下記以外の場合 6,500 円 一般給料表の職務の級が8級である場合 3,500 円			
住居手当	1 職員が居住する借家・借間 支給限度額 28,000 円	同じ	1,310 千円	328 千円
	2 配偶者が居住する借家・借間（単身赴任の場合） 支給限度額 14,000 円			
通勤手当	1 交通機関利用者 支給限度額 55,000 円	同じ	1,467 千円	92 千円
	2 四輪自動車使用者（片道2km以上） 3,500 円 ～ 31,600 円			
	3 自転車・バイク使用者（片道2km以上） 2,600 円 ～ 31,600 円			
	4 地域を異にする異動等により新幹線鉄道等の利用が認められた場合 20,000円を限度として加算			
管理職手当	1 管理職員 職に応じて 48,000円～85,000 円	同じ	744 千円	744 千円
単身赴任手当	1 単身（異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居） 30,000 円	同じ	—	—
	2 別居の距離が100km以上は加算 8,000 円 ～ 70,000 円			
夜間勤務手当	1 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員 勤務1時間当たりの給与額の25/100	同じ	—	—
休日勤務手当	1 祝日法による休日等に勤務した職員 勤務1時間当たりの給与額の135/100	同じ	141 千円	28 千円
管理職員特別勤務手当	1 週休日・祝日法による休日等に勤務した管理職員 管理職手当の区分に応じて 4,000 円 ～ 10,000 円 6時間を越える勤務 6,000 円 ～ 15,000 円	同じ	—	—
	2 平日の深夜0時から5時までの間に勤務した管理職員 2,000 円 ～ 5,000 円			

(2) 下水道事業

①職員給与費の状況

ア 決算（令和5年度下水道事業会計決算）

総費用 A	純損益	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考)4年度の総費 用に占める職員給与 費比率
千円 4,243,716	千円 365,548	千円 38,816	% 0.9%	% 1.6

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費68,038千円を含まない。

職員数 A	給与費				1人当たり 給与費B/A	(参考)類似団体平均 1人当たり給与費
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	合計B	千円	千円
人 16	千円 56,368	千円 9,288	千円 25,525	千円 91,181	千円 5,699	千円 6,023

(注) 1 職員手当には、退職手当を含まない。
2 職員数については、令和6年3月31日現在の人数である。
3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年后再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項

給与減額の状況

(一般職) ○減額なし

②職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和6年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
小 山 市	38.1 歳	320,798 円	482,436 円
団 体 平 均	44.5 歳	334,536 円	501,579 円
事 業 者	歳	—	円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

小山市	一般行政職（全事業含む）※再掲
1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,595 千円	1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,467 千円
(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 (1.375) 月分 勤勉手当 2.05 月分 (0.975) 月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 (1.375) 月分 勤勉手当 2.05 月分 (0.975) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%

(注) () 内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(令和6年4月1日現在)

小山市			一般行政職（全事業含む）※再掲		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年			勤続20年		
勤続25年	一般行政職と	一般行政職と	勤続25年	国と同じ	国と同じ
勤続35年	同じ	同じ	勤続35年		
最高限度額			最高限度額		
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置	（一般行政職と同じ）		定年前早期退職特例措置	（3～45%加算）	
1人当たり平均支給額	* 千円	* 千円	1人当たり平均支給額	3,398 千円	23,773 千円

（注）1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。
2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当(令和6年4月1日現在)

区 分			全職種
支給実績（令和5年度決算）			1,767 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）			110 千円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給割合）
小山市	3 %	16 人	3 %

エ 特殊勤務手当(令和6年4月1日現在)

区 分			全職種	
支給実績（令和5年度決算）			42 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）			42,000 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）			6.3 %	
手当の種類（手当数）			6 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (5年度決算)	支給単価
電気主任技術者	電気主任技術者に選任された職員	電気主任技術者に選任され高圧電気装置の点検及び修理に従事	0円	月 4,000 円
危険物取扱者	消防法(昭和23年法律第186号)に定める危険物取扱者	消防法(昭和23年法律第186号)に定める危険物取扱者で、危険物の取扱い及び保安管理業務	0円	月 3,500 円
ボイラー取扱作業主任者	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)に基づいて選任された職員	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)に基づいて選任された作業主任者で、ボイラーの取扱い及び保安管理業務	0円	月 3,500 円
滞納整理	右の業務に従事した職員	滞納整理に従事	0円	日 300 円
高所又は深所業務従事	右の業務に従事した職員	地上7メートル以上の高所又は地下5メートル以上の深所において作業又は作業の監督	0円	日 350 円
水道技術管理者	水道法(昭和32年法律第177号)第19条に基づき水道技術管理者に任命された職員	水道法(昭和32年法律第177号)第19条に基づく水道技術管理者	42,000円	月 3,500 円

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	3,093 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	193 千円
支給実績（令和4年度決算）	4,634 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	211 千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和5年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当(令和6年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同・異なる内容	支給実績 (5年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (5年度決算)
扶養手当	1 子（22歳になる日の属する年度まで） 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子 1人につき5,000円加算 2 子以外の扶養親族（配偶者・満60歳以上の父母等） 下記以外の場合 一般給料表の職務の級が8級である場合	10,000 円 3,500 円 6,500 円 3,500 円	同じ	1,812 千円 259 千円
住居手当	1 職員が居住する借家・借間 2 配偶者が居住する借家・借間（単身赴任の場合）	支給限度額 28,000 円 支給限度額 14,000 円	同じ	942 千円 314 千円
通勤手当	1 交通機関利用者 2 四輪自動車使用者（片道2km以上） 3 自転車・バイク使用者（片道2km以上） 4 地域を異にする異動等により新幹線鉄道等の利用が認められた場合	支給限度額 55,000 円 3,500 円 ～ 31,600 円 2,600 円 ～ 31,600 円 20,000円を限度として加算	同じ	888 千円 68 千円
管理職手当	1 管理職員	職に応じて 48,000円～85,000 円	同じ	744 千円 744 千円
単身赴任手当	1 単身（異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居） 2 別居の距離が100km以上は加算	30,000 円 8,000 円 ～ 70,000 円	同じ	— —
夜間勤務手当	1 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員	勤務1時間当たりの給与額の25/100	同じ	— —
休日勤務手当	1 祝日法による休日等に勤務した職員	勤務1時間当たりの給与額の135/100	同じ	— —
管理職員特別勤務手当	1 週休日・祝日法による休日等に勤務した管理職員 管理職手当の区分に応じて 6時間を越える勤務 2 平日の深夜0時から5時までの間に勤務した管理職員	4,000 円 ～ 10,000 円 6,000 円 ～ 15,000 円 2,000 円 ～ 5,000 円	同じ	— —